自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領

令和８年１０月

尼　崎　市

企画財政局　財政部　公有財産課

教育委員会事務局　社会教育部　中央図書館

公営企業局　下水道部　下水浄化センター

ボートレース事業部　ボートレース施設課

目次　　ページ

１　公募物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　自動販売機の設置条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　応募申込み等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５　質疑書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

６　見積書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

７　見積合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

８　設置事業者決定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

９　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

10　事務局(提出先)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

11　手続スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

資料

公募物件一覧表

物件明細書

応募申込書

見積書

質疑書

見積合わせ立会申込書

災害時における自動販売機内の商品の提供協力に関する協定書（案）

見積書封入用封筒の印字様式

尼崎市が行う自動販売機（清涼飲料水）設置事業者（以下「設置事業者」という。）の公募見積合わせに応募される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項の内容を十分把握した上でお申込みください。

1　公募物件

(1)　対象件数は１４物件（２４台)。１物件ごとに設置事業者を選定する。

(2)　販売品目については、清涼飲料水とする。

各物件の詳細については、公募物件一覧表及び物件明細書のとおり。

(3)　現場見学を希望する場合は、各物件明細書に記載の担当者へ問い合わせること。

2　応募資格

次の各号に掲げる条件を全て満たした者に限る。

(1)　契約を締結する能力を有しない者でないこと。

(2)　法人であること。

(3)　自動販売機の設置事業者として十分な資力、信用、実績及び管理運営能力を有すること。

(4)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

(5)　破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これらに類する手続がなされていない者

(6)　応募申込みを行う日の属する事業年度の前年度における貸借対照表で債務超過でないこと。

(7)　国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」をいう。）及び尼崎市税の滞納がないこと。

(8)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(9)　尼崎市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団又は同条第５号に規定する暴力団員若しくは同条第７号に規定する暴力団密接関係者（前号に該当するものを除く。）でないこと。

(10)　次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ア　本市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が本市との契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　本市が実施した地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者

カ　本市との契約により、当該契約の後に代価の額を決定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　アからカまでのいずれかに該当する者でその事実があった後３年を経過しないものを本市との契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

３　自動販売機の設置条件等

(1)　使用許可等

ア　設置事業者の施設使用手続

地方自治法第２３８条の４第７項の規定に基づき行政財産使用許可を受けて使用すること。

イ　使用許可及び賃貸借契約の期間

使用許可及び賃貸借契約（以下「使用許可等」という。）の期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで（予定）とする。ただし、設置場所を公用又は公共用に供する必要性（用途変更及び廃止を含む。）や使用者の使用状況等を勘案して、本市が支障がないと判断する場合は、１年以内の範囲で使用許可等を更新することができる。なお、更新については、応募時の条件を変更しないことを原則とし、４回の更新（最大設置期間は５年）を限度とする。なお、使用許可等の更新の際は、別途、更新申請書を提出すること。

ウ　使用許可等の取消し

本市は、使用許可等期間中であっても、設置事業者において使用許可等の条件に違反する行為があると認められる場合及び本市が公用又は公共用に供する場合（用途変更、廃止及び長期閉鎖等を含む。）は、使用許可等を取り消すことができる。

また設置事業者が上記２に定める応募資格の要件を満たさなくなった場合は、本市は使用許可を取り消すことができる。なお、使用許可等が取り消されたことによ

り生じた損害等があっても、本市はその補償等（地方自治法第２３８条の４第５項において準用する同法第２３８条の５第５項に規定する補償を除く。）は一切行わない。

エ　使用料及び貸付料（以下「使用料等」という。）

使用料等については、本市の設定する最低使用料等年額以上で、かつ、最高金額をもって有効な見積りをした者の金額とする。（最低使用料等年額については「公募物件一覧表」を参照のこと。）

使用料等は、原則、年度ごとに本市が指定する納付書により、本市の指定する期日までに当該年度分を全額納付するものする。なお、遅延した場合は、尼崎市公有財産規則等に定める遅延利息を支払わなくてはならない。

１年に満たない使用期間については、使用料等を３６５で除して得た金額に、日割り対象期間の日数を乗じて得た額とする。なお、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(2)　必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用料計測用子メーター設置費用等を含む。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても、全額を設置事業者の負担とする。

電気使用料の請求額については、原則として設置した子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価を乗じて得た額とする。

(3)　販売品目

ア　清涼飲料水については、一般市場で認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などとする。

イ　酒類及びタバコの販売をしないこと。

(4)　使用上の制限

ア　自動販売機は、各物件明細書に示した場所に、指定サイズ内（業務の支障及び通行の妨げにならない範囲）で設置すること。設置する自動販売機の外形寸法に注意し、事前に設置場所を確認すること。

イ　使用許可等の期間中に、自動販売機設置にかかる許認可等の取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

ウ　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならないこと。

エ　グリーン購入法の適合機とすること。加えて、各物件明細書において「必要」と

されている機能を有する機種とすること。

オ　物件明細書において「災害救助ベンダー対応」が必要とされた物件については、本市と「災害時における自動販売機内の商品の提供協力に関する協定書」を締結すること。

カ　販売品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、各施設管理者の指示に従うこと。また、自動販売機に商品ＰＲ用のシール等を貼る場合についても、事前に各施設管理者に確認すること。

キ　標準小売価格を上回る価格での販売をしないこと。

ク　自動販売機の売上額及び売上本数又は個数については、月別に集計を行い、公有財産課が指定する方法で、尼崎市企画財政局財政部公有財産課に報告すること。

ケ　特記事項については、各物件明細書を確認すること。

(5)　維持管理責任

ア　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限又は使用期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。

イ　設置事業者は食品衛生法等に基づき品質管理の徹底を図ること。また、設置事業者は、その自動販売機を利用した者が、その商品により健康上の障害を生じた場合、その一切の責任を負うこと。

ウ　原則として自動販売機に併設して、自動販売機１台に１個の割合で容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に容器を回収・リサイクルすること。

エ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

オ　自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で転倒防止対策を講じる等の安全設置をすること。自動販売機の転倒等により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、設置事業者においてその損害を賠償するものとする。

カ　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明示すること。

キ　第三者による損害又は自然災害等による故障が生じても、本市は修理費等を負担しないものとする。

４　応募申込み等

(1)　申込みに必要な書類

ア　応募申込書

イ　印鑑証明書

ウ　資格審査資料

①　応募申込みを行う日の属する事業年度の前年度における損益計算書及び貸借対照表

②　国税に滞納がないことを証する書類（納税証明書その３の３「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）

③　尼崎市税に未納の税額がないことを証する書面又は市税納付状況確認同意書（尼崎市から尼崎市税に係る課税処分を受けていない法人にあっては、市税納付状況確認同意書に限る。）

④　商業登記規則第３０条第１項第２号に掲げる事項の全部に係る履歴事項証明書

⑤　法人の概要を説明する書類（会社案内パンフレット等）

エ　見積合わせ立会申込書（見積合わせの立会いを希望する場合に限る。）

※各証明書は、発行後３ケ月以内のものに限る。また、そのコピーによる提出を可とする。

※提出された書類は返却しない。また、当該書類は、必要に応じて公開する場合がある。経営のノウハウに関する等で公開できない場合は、その旨明記すること。

(2)　申込みの手続

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。郵送する場合は、書留等の送配達した事実が証明できる方法によること。なお、応募件数に制限はない。

(3)　応募申込書の受付

ア　期間

(ｱ) 持参による場合

令和８年１０月５日（月）から同月２６日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日（以下「日曜日等」という。）を除く。）

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(ｲ) 持参以外の方法による場合

令和８年１０月５日（月）から同月２６日（月）まで

受付期間の最終日にあっては、午後５時までに下記「１０　事務局（提出先）」に掲げる場所又はメールアドレスへ到着していること。

イ　場所

下記「１０　事務局（提出先）」のとおり

(4)　応募資格の審査

資格審査の結果については、書面又は電子メールにおいて通知を行う。

本市の審査期間は令和８年１０月２７日（火）から同年１１月９日（月）までとする。

5　質疑書の提出

(1)　質疑の手続

質疑事項は所定の質疑書に記載し、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(2)　質疑書に対する回答

適宜、本市のホームページで公開する。

(3)　質疑書の受付

ア　期間

(ｱ) 持参による場合

令和８年１０月５日（月）から同月１６日（金）まで（日曜日等を除く。）

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(ｲ) 持参以外の方法による場合

令和８年１０月５日（月）から同月１６日（金）まで

受付期間の最終日にあっては、午後５時までに下記「１０　事務局（提出先）」に掲げる場所又はメールアドレスへ到着していること。

イ　提出先

下記「１０　事務局（提出先）」のとおり

各物件の詳細に関する質疑についても、事務局に提出すること。

(4)　その他

各物件の応募状況等に関する問い合わせは受け付けない。

6　見積書の提出

(1)　提出の手続

本市が指定する様式が印字された洋長３封筒（以下、「見積書封入用封筒」という。）に見積合わせ番号ごとに１件ずつ見積書を封入し、郵送又は持参すること。なお、郵送による場合にあっては、洋長３封筒の全てを１つの別の外封筒（任意）に入れて送

付すること。また、郵送する場合は、書留等の送配達した事実が証明できる方法によること。

なお、一度受け付けた見積書に関しては、いかなる理由があろうとも、返還・差替え等には応じない。

(2) 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

ア 本件見積合わせに係る応募資格のない者がしたもの

イ 委任状を提出せずに代理人がしたもの

ウ 指定した期間内に提出されなかったもの

エ 所定の見積書によらないもの

オ 見積書封入用封筒に異なる見積合わせ番号の見積書又は複数の見積書を封入したもの

カ 見積金額が最低使用料等年額未満の額のもの

キ 応募者又はその代理人の記名押印がないもの

ク 応募申込時に提出された印鑑証明書の印影と異なる印鑑を押印したもの

ケ 代理人が見積書の提出をする場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印したもの

コ 応募者又はその代理人が１人で同一物件について２通以上の見積書を提出した場合、その全部のもの

サ 見積者及びその代理人が同一物件についてそれぞれ見積書の提出をした場合、その双方のもの

シ 見積金額、応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの

ス 見積金額が訂正されたもの

セ 談合その他不正の行為があったと認められるもの

ソ その他本件見積合わせに関し、不正な行為を行った者がしたもの

タ 見積金額のすべてにアラビア数字が用いられていないもの

チ 見積金額の直前に円記号が記載されていないもの

ツ 応募申込みしていない物件の見積りがされたもの

テ その他見積書に関する条件に違反したもの

(3) 見積書の受付

ア 期間

(ｱ) 持参による場合

令和８年１１月１０日（火）から同月１６日（月）まで（日曜日等を除く。）
午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(ｲ) 郵送による場合

令和８年１１月１０日（火）から同月１６日（月）まで
受付期間の最終日にあっては、午後５時までに下記「１０　事務局（提出先）」に掲げる場所へ到着していること。

イ　提出先

下記「１０　事務局（提出先）」のとおり

7　見積合わせ

(1)　日時

令和８年１１月１７日（火）午前１０時から

(2)　場所

兵庫県尼崎市東七松町１丁目２３番１号
尼崎市役所本庁舎南館地下１階　Ｂ１－３会議室
別途立会申込みをした者のみ立会可能。

(3)　設置事業者の決定

本市が設定する最低使用料等年額以上で最高価格の見積りをした者を設置事業者とする。

本市が設定する最低使用料等年額以上で最高価格の見積りをした者が２者以上あるときは、後日指定する日時にくじにより設置事業者を決定する。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（選定事務に関係のない本市職員）が応募者に代わってくじを引き、設置事業者を決定する。その場合、くじの結果について異議を申し立てることはできない。

(4)　見積合わせの中止

不正な見積書提出が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他緊急等やむを得ない理由があるときは、見積合わせを中止又は延期することがある。なお、この場合において、当該見積合わせに要した費用を本市に請求することはできない。

(5)　見積結果の公表

見積結果については、物件ごとに応募申込件数、決定した設置事業者名及び決定金額を本市ホームページにて公表する。電話等による照会には回答しない。

8　設置事業者決定の取消し

設置事業者において、次のいずれかに該当する場合は設置事業者の決定を取り消し、次点者を設置事業者とする。次点者が辞退等の場合は下位の次点者について同様とする。この場合、決定した次点者は自身が提示した金額で設置することとする。

なお、本市は決定取消しの事業者に対して、それにより生じた損害賠償を請求する場合がある。

(1)　設置事業者の決定を辞退した場合

(2)　正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可等の手続を行わなかった場合

(3)　使用許可等の手続完了までに設置事業者が設置条件や募集条件を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合（使用許可等の手続完了後にあっては、別に定めるところにより対応する。）

(4)　正当な理由なくして売上報告を怠ったとき。

9　その他

(1)　本募集及び使用許可等の手続に関する一切の費用については設置事業者の負担とする。

(2)　自動販売機の設置の際は、安全管理に努めること。

(3)　自動販売機の設置後において、本市が設置事業者の財務状況について必要な資料の提供を求めたときは誠実に対応すること。

(4)　本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、尼崎市契約規則、尼崎市公有財産規則等の関連諸法令に定めるところによって処理する。

１０　事務局（提出先）

尼崎市　企画財政局　財政部　公有財産課

〒660-8501

所在地：兵庫県尼崎市東七松町１丁目 23 番１号　（尼崎市役所本庁舎北館４階）

電話：06－6489－6230

電子メール：ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp

担当：瀬戸口、飯田

手続スケジュール

項目	日時	実施要領該当箇所
応募申込書の受付	令和８年 10 月５日（月）から 10 月 26 日（月）まで	P5～P6 「4 応募申込み等」
質疑書の受付	令和８年 10 月５日（月）から 10 月 16 日（金）まで	P6 「5 質疑書の提出」
資格等の審査	令和８年 10 月 27 日（火）から 11 月９日（月）まで	P6 「4 応募申込み等(4)」
見積書の受付	令和８年 11 月 10 日（火）から 11 月 16 日（月）まで	P6～P8 「6 見積書の提出」
見積合わせ	令和８年 11 月 17 日（火）	P8 「7 見積合わせ」
施設所管課との連絡調整、使用許可等の手続	令和８年 12 月から順次	
使用許可等の開始	令和９年４月１日	

公募物件一覧表

見積合わせ番号	設置施設名	設置場所	所在地	台数	販売品目	最低使用料等年額(税込)	設置箇所区分	消費税等	売上実績（R7.4月～R8.3月）（本数）	売上実績（R8.4月～R8.8月）（本数）	追加機能				備考
											グリーン購入法適合	ユニバーサルデザイン	ロケーション対応	災害救助対応	
R8- 1	A-LAB	玄関前	尼崎市西長洲町2丁目33番1号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	658	210	○	×	×	×	
R8- 2	武庫西生涯学習プラザ	1階ロビー	尼崎市武庫の里1丁目13番29号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	2,540	894	○	×	○	×	
R8- 3	女性センター・トレピエ	1階ギャラリー横	尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	1,063	408	○	○	×	○	
R8- 4	尼崎市弥生ケ丘墓園	墓園休憩所内	尼崎市弥生ケ丘町2番1号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	2,851	1,384	○	○	×	×	
R8- 5	地方卸売市場	水産棟西側（オ）	尼崎市潮江4丁目4番1号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	14,339	5,670	○	×	×	×	
R8- 6	地方卸売市場	水産棟東側（カ）	尼崎市潮江4丁目4番1号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	9,205	3,685	○	×	×	×	
R8- 7	尼崎市農業公園	管理棟北側	尼崎市田能5丁目12番	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	－	－	○	×	○	×	新規 一括見積合わせ
		管理棟南側	尼崎市田能5丁目12番	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	－	－	○	×	○	×	
R8- 8	尼崎市営若草住宅	N棟1階、中央EV前スペース	尼崎市西川1丁目11番20号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	－	－	○	×	×	×	新規 一括見積合わせ
		S棟1階、EV前の休憩所近くのスペース	尼崎市西川1丁目11番20号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	－	－	○	×	×	×	
R8- 9	中消防署三和分署	事務所西側	尼崎市玄番南之町2番地4	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	791	262	○	×	×	○	一括見積合わせ
	東消防署	事務室西側1階	尼崎市西川1丁目97番2号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	836	585	○	×	×	○	
	西消防署	東出入口北側	尼崎市大庄北3丁目30番20号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	1,078	683	○	×	×	○	
	西消防署武庫分署	車庫西側	尼崎市武庫元町1丁目1番20号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	2,620	1,071	○	×	×	○	
	大庄出張所	車庫北側	尼崎市道意町6丁目6番4号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	197	64	○	×	×	○	
	北部防災センター	北部防災センター内2階　食堂出入口	尼崎市上ノ島町3丁目2番1	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	1,558	354	○	×	×	○	
	北部防災センター	北部防災センター内1階　展示スペース東側	尼崎市上ノ島町3丁目2番1	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	811	371	○	○	×	○	
	北消防署園田分署	庁舎南西側	尼崎市東園田町4丁目12番4号	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	2,872	757	○	×	×	○	
	北消防署塚口出張所	塚口出張所内1階食堂出入口	尼崎市南塚口町3丁目10番15号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	699	303	○	×	×	○	
R8- 10	園田東会館	1階フリースペース	尼崎市戸ノ内町3丁目27番1号	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	804	319	○	○	×	○	
R8- 11	中央図書館	2階正面玄関外南側	尼崎市北城内27	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	5,442	2,578	○	×	×	×	
R8- 12	東部浄化センター	管理棟1階玄関ホール	尼崎市西松島町32	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	2,188	937	○	×	×	×	
R8- 13	ボートレース尼崎	管理棟北側	尼崎市水明町199番地1	1	清涼飲料水	9,753円	屋外	非課税	－	－	○	×	×	×	新規
R8- 14	ボートレース尼崎	9号館1階	尼崎市水明町199番地1	1	清涼飲料水	22,758円	屋内	課税	3,217	2,507	○	×	×	×	

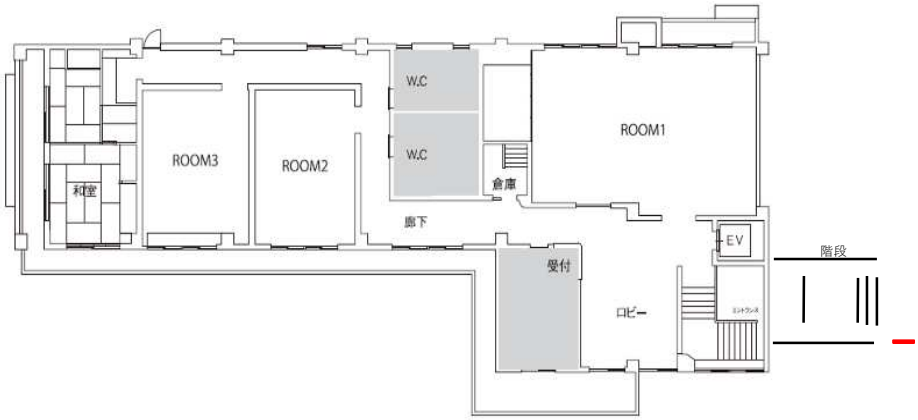
※ 各物件の配置図や条件、担当部署等の詳細については、別添の物件明細書を参照してください。

（別紙１）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－1	施設名称	A-LAB
①所在地	尼崎市西長洲町2丁目33番1号	
②施設内勤務者数	2人	
③一日の平均来庁者数	10人（会期中のみ）	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 658本 令和8年度4月～8月実績 210本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	文化振興課/山城/06-6489-6385	
⑥設置場所	玄関前	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



⑰写真

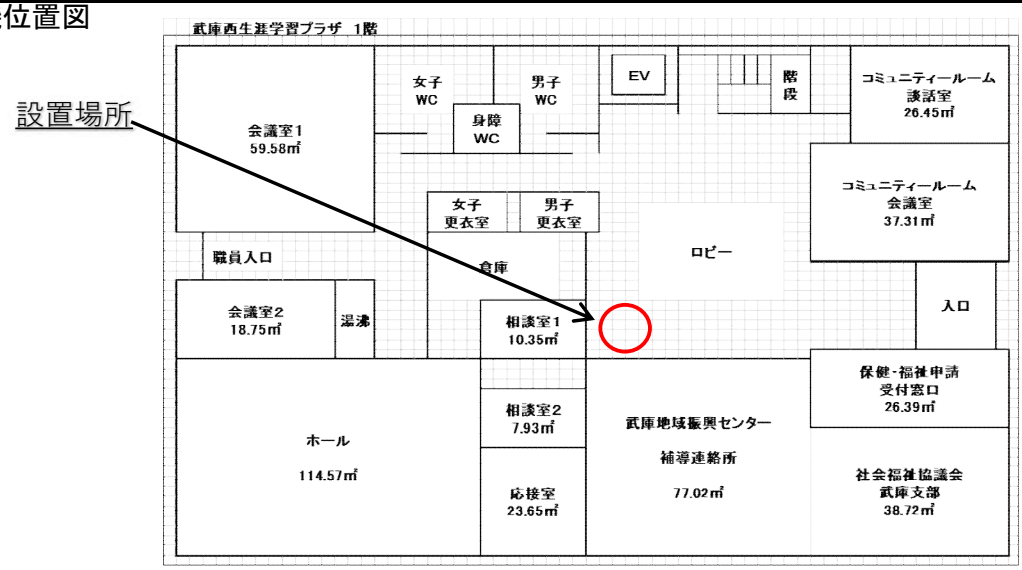


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－2	施設名称	武庫西生涯学習プラザ
①所在地	尼崎市武庫の里1丁目13番29号	
②施設内勤務者数	26人	
③一日の平均来庁者数	約130人	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 2,540本 令和8年度4月～8月実績 894本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	武庫地域課/西岡/06-6431-7884	
⑥設置場所	1階ロビー	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水(お茶・水・ジュース・コーヒー等)	
⑫販売種別	紙コップ	
⑬他の自動販売機の有無	隣接して1台設置有	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	2階には自習室があり、中高生等の利用率も高い。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真





（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－3	施設名称	女性センター・トレピエ
①所在地	尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号	
②施設内勤務者数	最大8人／日	
③一日の平均来庁者数	約250人	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 1,063本 令和8年度4月～8月実績 408本	
⑤担当部署／担当者／連絡先	ダイバーシティ推進課／青木／06-6489-6658	
⑥設置場所	1階ギャラリー横	
⑦設置台数／スペース	1台／900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	なし	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づき建て替えの計画あり。令和１２年度以降に供用開始予定。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真



（別紙1）

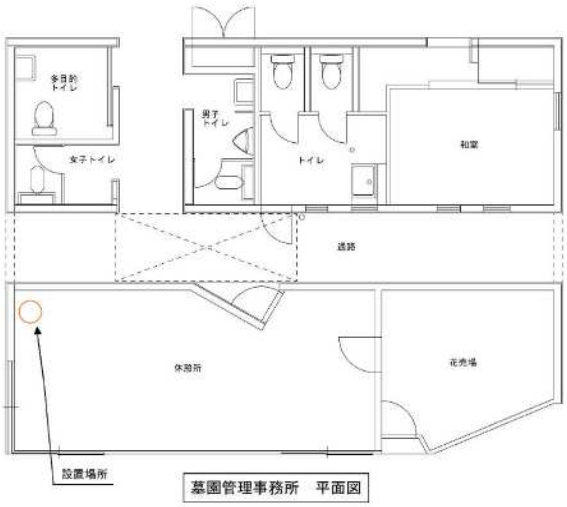
物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－4	施設名称	尼崎市弥生ケ丘墓園
①所在地	尼崎市弥生ケ丘町2番1号	
②施設内勤務者数	1人	
③一日の平均来庁者数	不明（墓参者数によるため）	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 2,851本 令和8年度4月～8月実績 1,384本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	生活衛生調整担当 /井上/06-4869-3017	
⑥設置場所	墓園休憩所内	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	休憩所の開所時間：9：00～17：00 閉鎖日なし	

⑯自動販売機位置図

弥生ケ丘墓園　見取図





墓園管理事務所　平面図

⑰写真



物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－5	施設名称	地方卸売市場
①所在地	尼崎市潮江4丁目4番1号	
②施設内勤務者数	約400人	
③一日の平均来庁者数	不特定	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 14,339本 令和8年度4月～8月実績 5,670本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	市場管理課/牛丸/06-6420-2003	
⑥設置場所	水産棟西側 （オ）	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	他に場内6台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	公設の市場により、原則、一般市民の来場はない。（例外：月１回開催の一般開放） 主に、場内関係者のほか、不特定の取引事業者等が利用するものである。	

⑯自動販売機位置図



物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－6	施設名称	地方卸売市場
①所在地	尼崎市潮江4丁目4番1号	
②施設内勤務者数	約400人	
③一日の平均来庁者数	不特定	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 9,205本 令和8年度4月～8月実績 3,685本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	市場管理課/牛丸/06-6420-2003	
⑥設置場所	水産棟東側 （カ）	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	他に場内6台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	公設の市場により、原則、一般市民の来場はない。（例外：月１回開催の一般開放） 主に、場内関係者のほか、不特定の取引事業者等が利用するものである。	

⑯自動販売機位置図

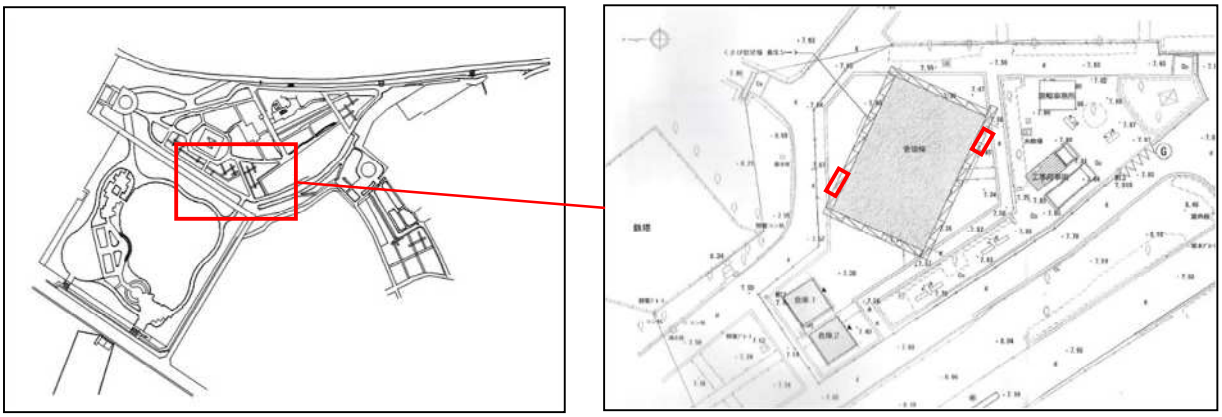


（別紙1）

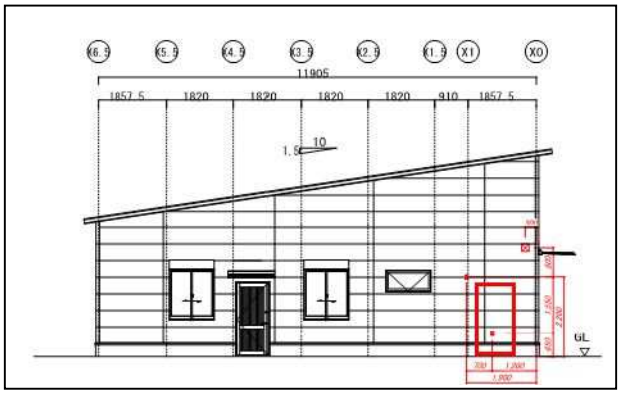
物　　件　　明　　細　　書

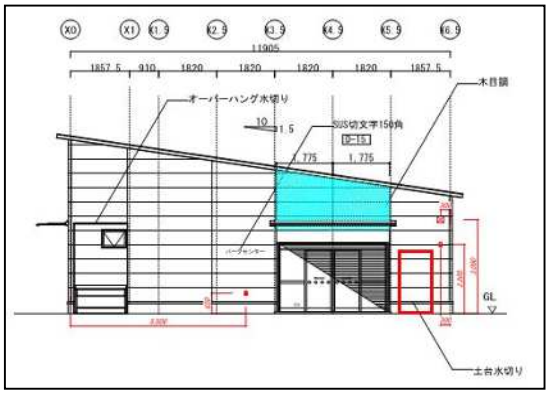
見積合わせ番号：R8－7	施設名称	尼崎市農業公園
①所在地	尼崎市田能5丁目12番	
②施設内勤務者数	0人	
③一日の平均来庁者数	不特定	
④既設自動販売機売上数	新規設置のため情報無	
⑤担当部署/担当者/連絡先	農政課/山本/06-6489-6542	
⑥設置場所	管理棟北側1台　管理棟南側1台	
⑦設置台数/スペース	2台/1台当たり900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	各9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	必要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	令和8年内に完成予定の管理棟の外壁に2台設置希望（現在建設中）。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真



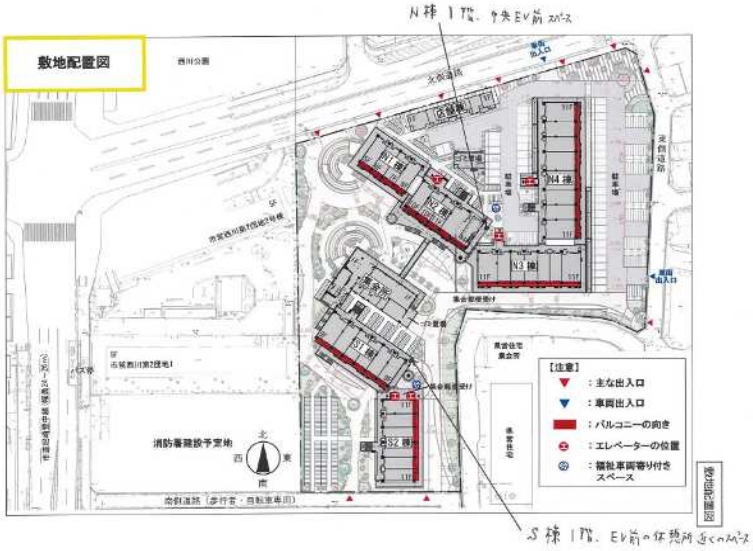


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－8	施設名称	尼崎市営若草住宅
①所在地	尼崎市西川1丁目11番20号	
②施設内勤務者数	N棟（317人）、S棟（96人）を合わせて413人（入居者）	
③一日の平均来庁者数	①N棟（約300人）　②S棟（約90人）	
④既設自動販売機売上数	新規設置のため情報無	
⑤担当部署/担当者/連絡先	住宅管理担当/辻/06-6489-6632	
⑥設置場所	①N棟1階、中央EV前スペース　②S棟1階、EV前の休憩所近くのスペース	
⑦設置台数/スペース	2台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	各9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	N棟とS棟にそれぞれ1台（敷地内に計2台）設置希望。 設置場所付近に既存のコンセントが設置されているが、施設管理上その口数を維持する必要があるため、自動販売機の設置にあたっては、設置事業者の責任及び費用負担において、自動販売機専用のコンセントを増設すること。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真

↓　N棟



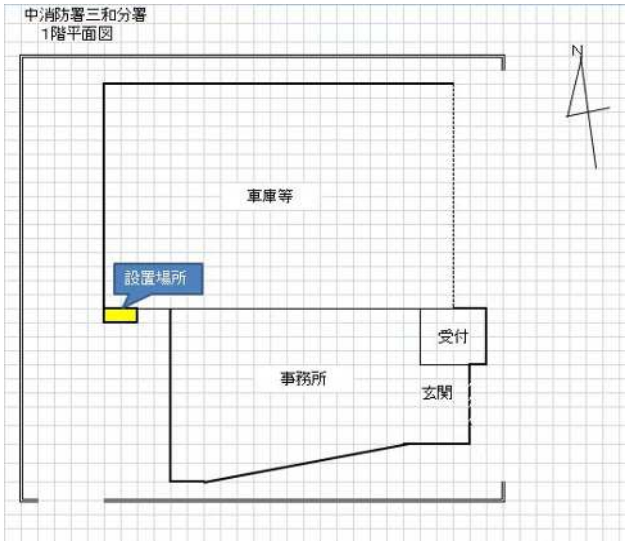
↓　S棟



物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－9	施設名称	中消防署三和分署
①所在地	尼崎市玄番南之町2番地4	
②施設内勤務者数	33人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 791本 令和8年度4月～8月実績 262本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	消防局財務課/江﨑/06-6481-3963	
⑥設置場所	事務所西側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根あり	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円（9か所合計額139,797円）	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	令和12年度中に庁舎運用終了予定のため、庁舎運用終了までの期間の設置となります。 時期確定次第、連絡の上、対応について協議します。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真



（別紙１）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－9	施設名称	東消防署
①所在地	尼崎市西川１丁目９７番２号	
②施設内勤務者数	66人（予定）	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 836本 令和8年度4月～8月実績 585本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	消防局財務課/江﨑/06-6481-3963	
⑥設置場所	事務室西側１階	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円（9か所合計額139,797円）	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	令和9年4月1日から新庁舎の運用予定であるが、運用開始日が遅れる可能性があるため、若干設置日の変更の可能性があります。 時期確定次第、連絡の上、対応について協議します。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真

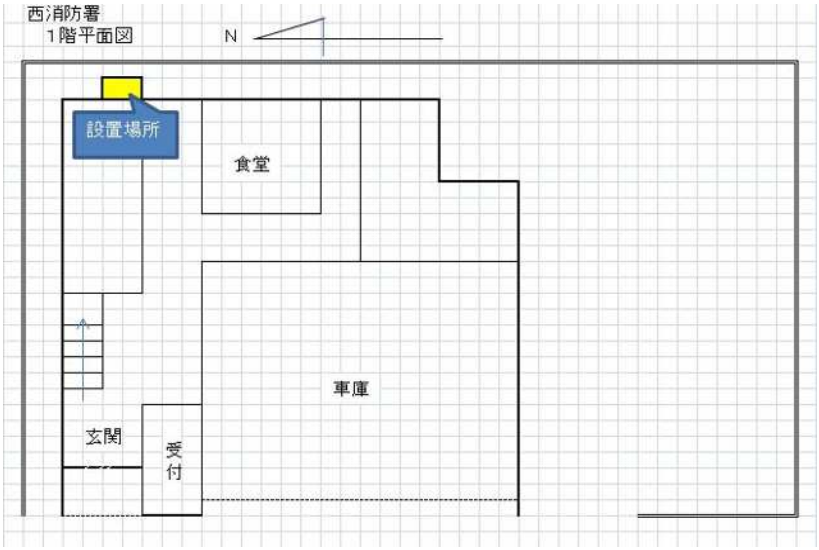
建設工事中のため写真なし

（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－9	施設名称	西消防署
①所在地	尼崎市大庄北3丁目30番20号	
②施設内勤務者数	41人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 1,078本 令和8年度4月～8月実績 683本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	消防局財務課/江﨑/06-6481-3963	
⑥設置場所	東出入口北側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根あり	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円（9か所合計額139,797円）	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	令和11年度末から令和12年度中に新庁舎へ移転する可能性があるため、自動販売機の移設が必要になります。 時期確定次第、連絡の上、対応について協議します。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真

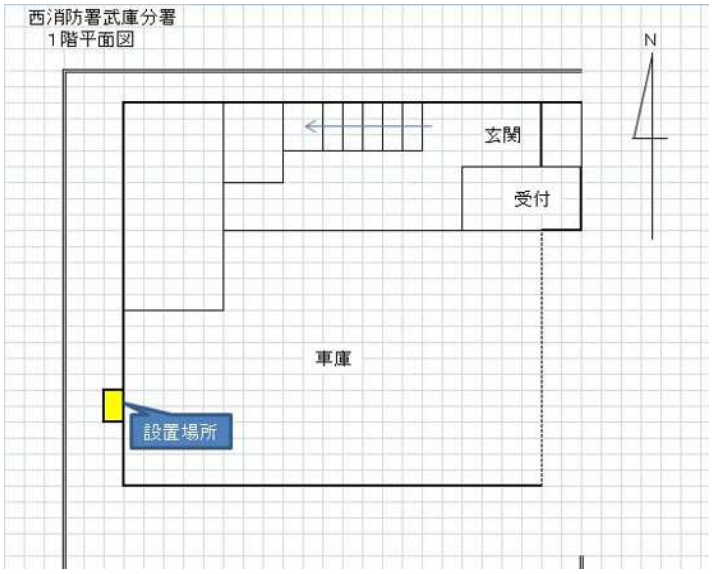


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－9	施設名称	西消防署武庫分署
①所在地	尼崎市武庫元町1丁目1番20号	
②施設内勤務者数	34人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 2,620本 令和8年度4月～8月実績 1,071本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	消防局財務課/江﨑/06-6481-3963	
⑥設置場所	車庫西側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根あり	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円（9か所合計額139,797円）	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	建替工事予定のため、一時移設か一時撤去依頼をする可能性があります。（時期未定） 時期確定次第、連絡の上、対応について協議します。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真

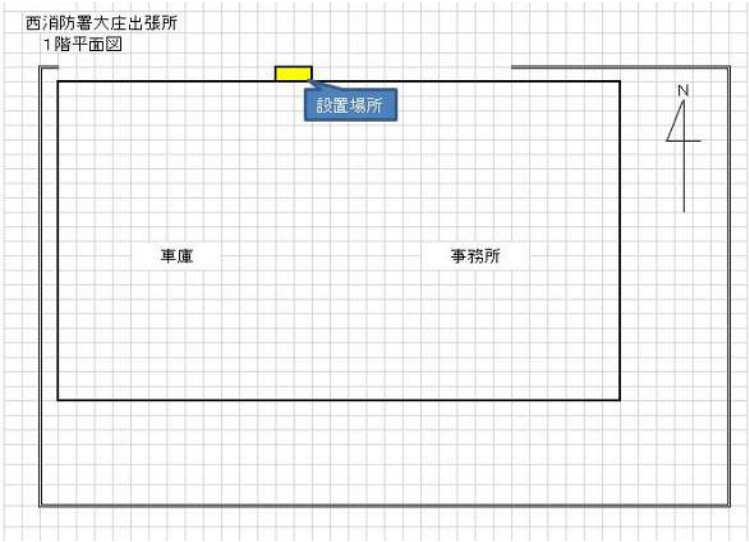


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－9	施設名称	大庄出張所
①所在地	尼崎市道意町6丁目6番4号	
②施設内勤務者数	12人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 197本 令和8年度4月～8月実績 64本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	消防局財務課/江﨑/06-6481-3963	
⑥設置場所	車庫北側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根なし	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円（9か所合計額139,797円）	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	令和11年度から令和12年中に増築工事予定となっているため、移設または一時撤去依頼をする可能性があります。 時期確定次第、連絡の上、対応について協議します。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真

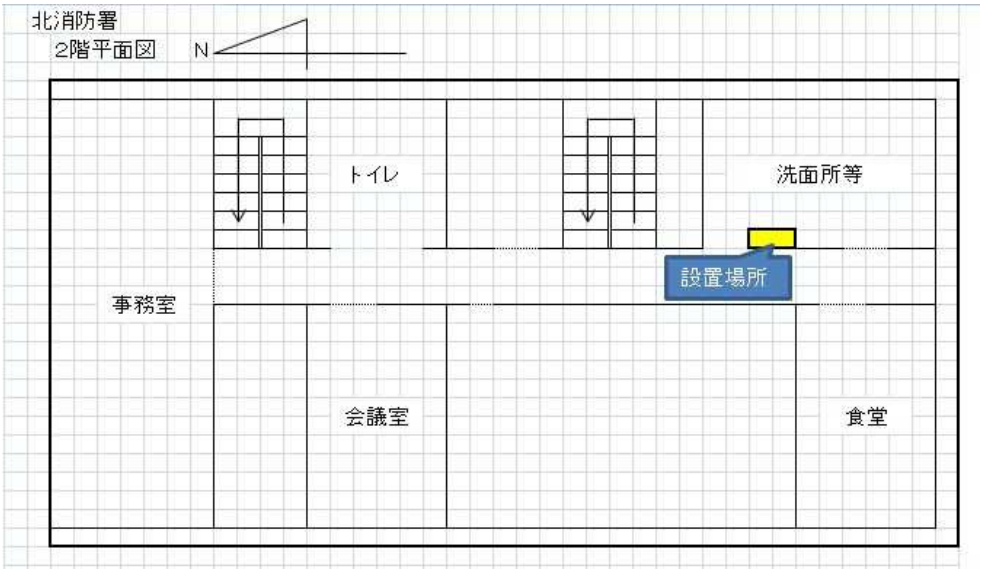


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－9	施設名称	北部防災センター
①所在地	尼崎市上ノ島町3丁目2番1号	
②施設内勤務者数	49人	
③一日の平均来庁者数	20人	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 1,558本 令和8年度4月～8月実績 354本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	消防局財務課/江﨑/06-6481-3963	
⑥設置場所	北部防災センター内2階、食堂出入口	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円（9か所合計額139,797円）	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



⑰写真

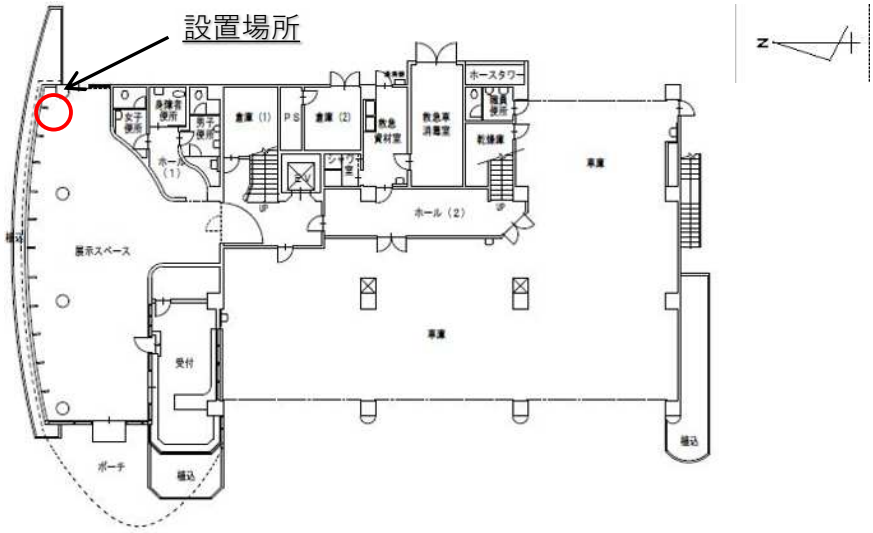


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－9	施設名称	北部防災センター
①所在地	尼崎市上ノ島町3丁目2番1号	
②施設内勤務者数	49人	
③一日の平均来庁者数	20人	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 811本 令和8年度4月～8月実績 371本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	消防局財務課/江﨑/06-6481-3963	
⑥設置場所	北部防災センター内1階、展示スペース東側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円（9か所合計額139,797円）	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



⑰写真

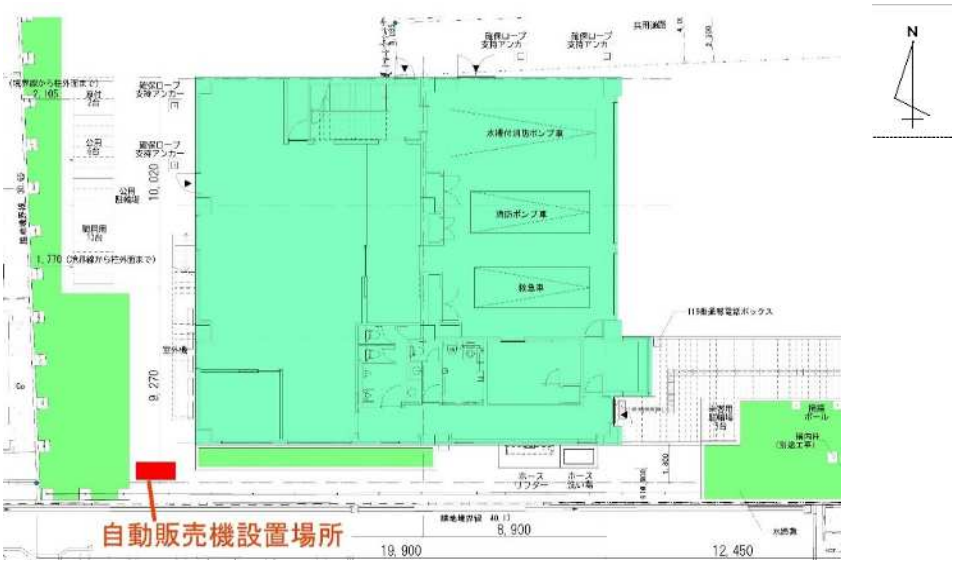


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－9	施設名称	北消防署園田分署
①所在地	尼崎市東園田町4丁目12番4号	
②施設内勤務者数	34人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 2,872本 令和8年度4月～8月実績 757本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	消防局財務課/江﨑/06-6481-3963	
⑥設置場所	庁舎南西側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外・屋根無し	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円（9か所合計額139,797円）	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



⑰写真

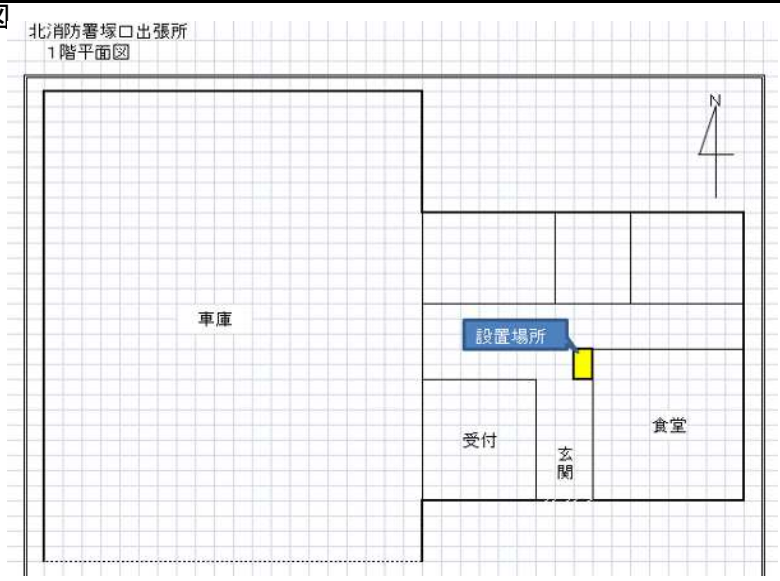


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－9	施設名称	北消防署塚口出張所
①所在地	尼崎市南塚口町3丁目10番15号	
②施設内勤務者数	35人	
③一日の平均来庁者数	主に勤務者のみ	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 699本 令和8年度4月～8月実績 303本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	消防局財務課/江﨑/06-6481-3963	
⑥設置場所	塚口出張所内1階食堂出入口	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円（9か所合計額139,797円）	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



⑰写真

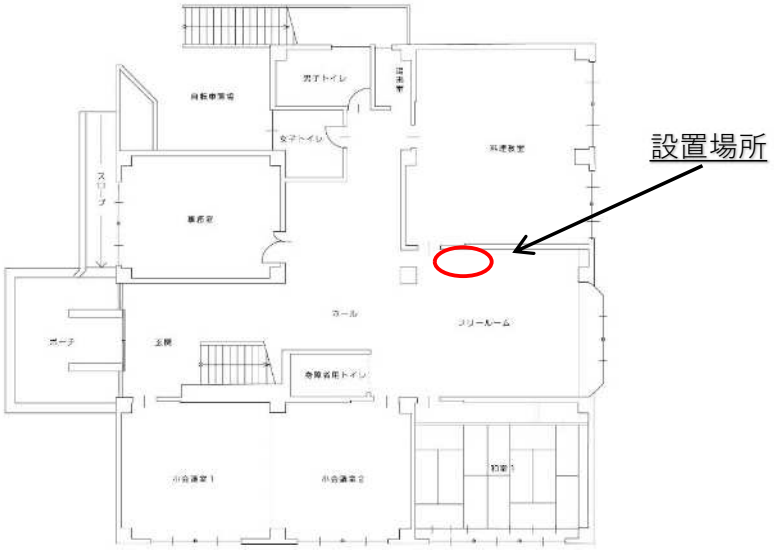


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－10	施設名称	園田東会館
①所在地	尼崎市戸ノ内町3丁目27番1号	
②施設内勤務者数	4人	
③一日の平均来庁者数	約21人	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 804本 令和8年度4月～8月実績 319本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	園田地域課/井手/06-6491-2361	
⑥設置場所	1階フリースペース	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	必要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	必要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



⑰写真

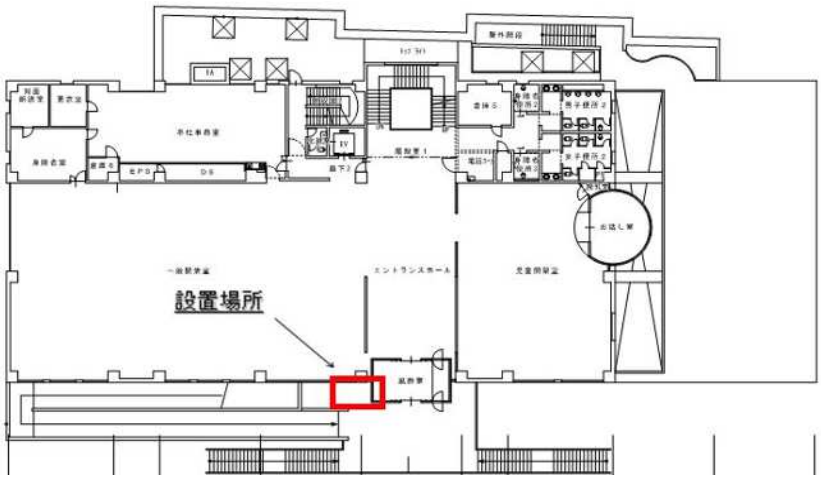


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－11	施設名称	中央図書館
①所在地	尼崎市北城内27	
②施設内勤務者数	41人	
③一日の平均来庁者数	約550人	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 5,442本 令和8年度4月～8月実績 2,578本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	中央図書館/板倉/06-6489-7065	
⑥設置場所	2階正面玄関外南側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	無	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	令和11年度から長寿命化・リニューアル工事のため、17ヶ月程度休館を要する見込み。	

⑯自動販売機位置図



⑰写真

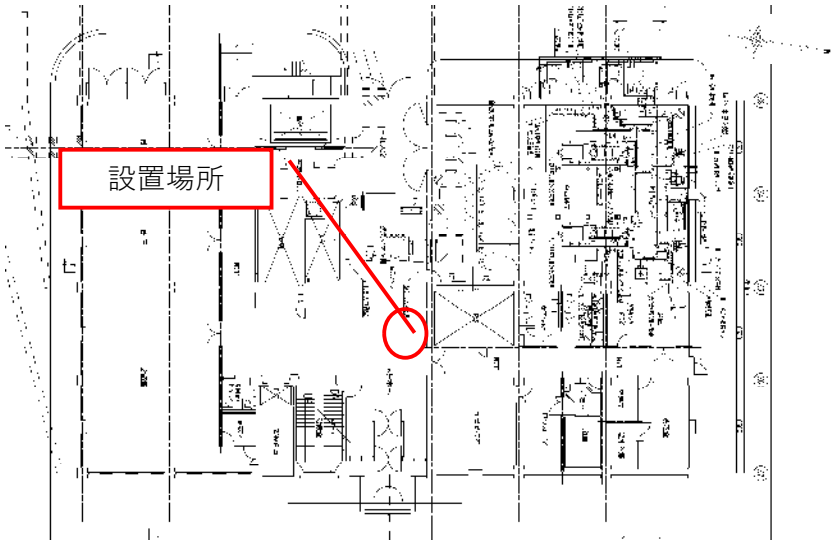


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8－12	施設名称	東部浄化センター
①所在地	尼崎市西松島町32	
②施設内勤務者数	30人	
③一日の平均来庁者数	20人	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 2,188本 令和8年度4月～8月実績 937本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	下水浄化センター/竹内/06-6499-4515	
⑥設置場所	管理棟1階玄関ホール	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	コインパーキング：1台、屋上広場管理事務所：1台	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項		

⑯自動販売機位置図



⑰写真

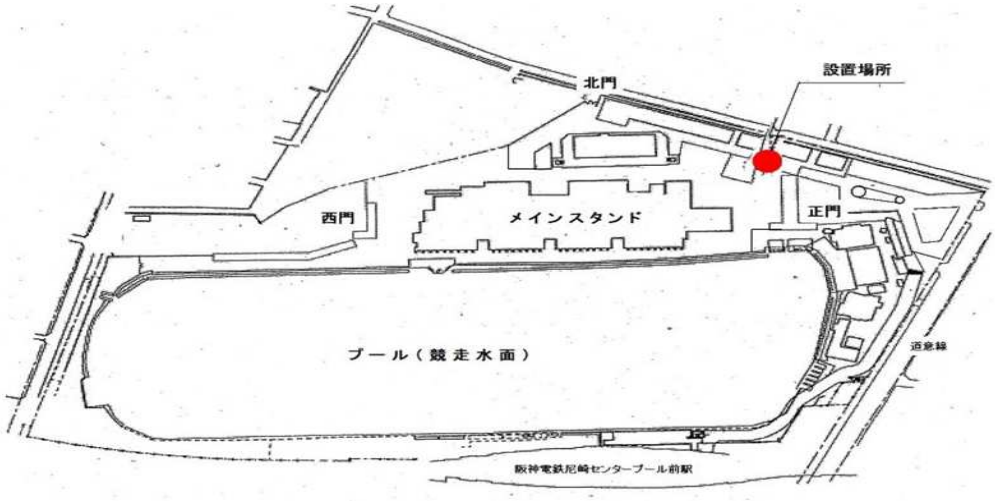


（別紙1）

物　　件　　明　　細　　書

見積合わせ番号：R8-13	施設名称	ボートレース尼崎
①所在地	尼崎市水明町１９９番地１	
②施設内勤務者数	レース開催日は約100人、非開催日は約10人	
③一日の平均来庁者数	バックヤードのため一般来庁者購入不可となります。	
④既設自動販売機売上数	新規設置のため情報無	
⑤担当部署/担当者/連絡先	ボートレース事業部ボートレース施設課　/　谷口　/　06-6419-3181	
⑥設置場所	管理棟北側	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋外	
⑨最低使用料等(年額・税込)	9,753円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	メインスタンド内 1階（紙コップ）4台、(ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ)2台、3階(ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ)2台（アイス)2台、有料席利用者用無料自動販売機（紙コップ）6台（3階）、屋外２台（缶・ペットボトル）、バックヤード（施設内勤務者用）３台（缶、ペットボトル）	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	当該設置希望エリアについては、バックヤードの為一般来場者は購入不可のエリアとなり、施設内勤務者向けの設置となります。	

⑯自動販売機位置図



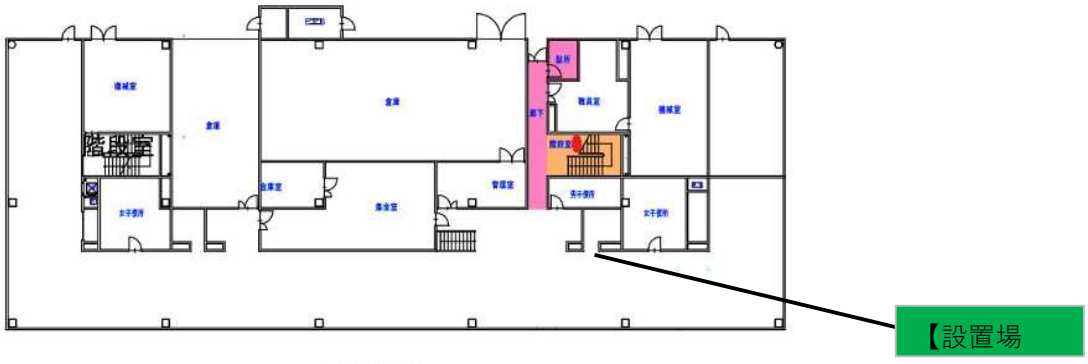
⑰写真



物　　件　　明　　細　　書

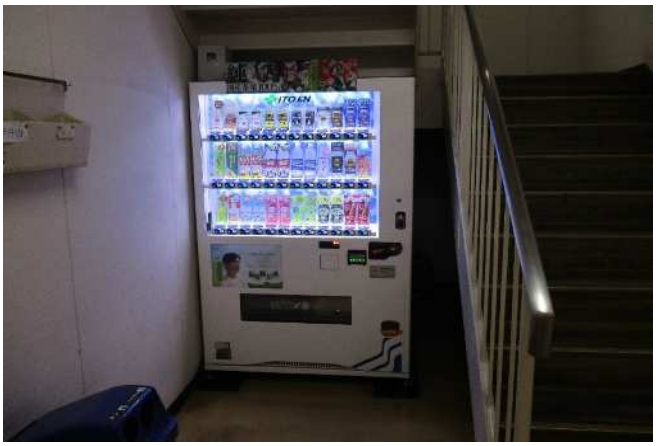
見積合わせ番号：R8-14	施設名称	ボートレース尼崎
①所在地	尼崎市水明町１９９番地１	
②施設内勤務者数	開催時　約50人　非開催時約5人	
③一日の平均来庁者数	バックヤードのため、一般来庁者購入不可となります。	
④既設自動販売機売上数	令和7年度年間実績 3,217本 令和8年度4月～8月実績 2,507本	
⑤担当部署/担当者/連絡先	ボートレース事業部ボートレース施設課　/　谷口　/　06-6419-3181	
⑥設置場所	９号館１階	
⑦設置台数/スペース	1台/900mm×1,700mm(リサイクルボックスを含む)	
⑧屋内・屋外の別	屋内	
⑨最低使用料等(年額・税込)	22,758円	
⑩設置機種	①グリーン購入法適用	必要
	②ユニバーサルデザイン	不要
	③ロケーション対応型	不要
	④災害救助ベンダー対応	不要
⑪販売品目	清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー等）	
⑫販売種別	ビン・缶・ペットボトル（密封容器）	
⑬他の自動販売機の有無	メインスタンド内 1階（紙コップ）4台、(ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ)2台、3階(ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ)2台（ｱｲｽ)2台、有料席利用者用無料自動販売機（紙コップ）6台（3階）、屋外２台（缶・ペットボトル）、バックヤード（施設内勤務者用）３台（缶、ペットボトル）	
⑭自販機に接続可能なコンセント	有	
⑮特記事項	当該設置希望エリアである9号館は一般来場者は購入不可のエリアであり、主にレース開催時（年間約186日）における警備員等向けの設置となります。	

⑯自動販売機位置図



９号館１階平面図

⑰写真



（ 表面 ）※誓約事項と共に両面印刷をし、ご使用ください。

受付番号

令和　　年　　月　　日

応募申込書

尼崎市長　あて
尼崎市教育委員会教育長　あて
尼崎市公営企業管理者　あて

自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領の各条項を承知の上、次のとおり申し込みます。

なお、市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人名を掲載することに同意します。

（〒　　－　　）
申込者　所在地

法人名

代表者氏名

（押印不要）

（担当責任者）
所属部署名：
所　在　地：
職・氏名：
電　　話：
Ｅメール：

・応募物件
応募する見積合わせ番号を〇で囲んでください。（複数物件の申込も可能です。）
（番号の間違いがないよう確認の上、記入してください。）

見　積　合　わ　せ　番　号							
R8-1	R8-2	R8-3	R8-4	R8-5	R8-6	R8-7	R8-8
R8-9	R8-10	R8-11	R8-12	R8-13	R8-14		

（ 裏面 ）

誓約事項

自動販売機設置事業者募集に応募するにあたり、下記の事項を誓約します。

１　自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領（以下「実施要領」という。）の内容をすべて承知しています。
２　自動販売機設置に伴う使用許可等を受ける内容、状況を把握しています。
３　実施要領における応募資格の内容及びグリーン購入法等の設置条件をすべて満たしています。
４　尼崎市暴力団排除条例（平成２５年尼崎市条例第１３号）第２条第４号に規定する暴力団、同条第５号に規定する暴力団員又は同条第７号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
５　市長から役員等の氏名その他の上記４に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供します。
６　暴力団等から公募物件に対する権利行使の妨害その他不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行います。
７　事業者選定への暴力団等の関与を排除するために公募物件に係る使用許可等が取り消されたことにより損害が生じても、尼崎市に対しその損害の賠償等の請求を行いません。

以　上

見　積　書

令和　　年　　月　　日

尼崎市長　あて
尼崎市教育委員会教育長　あて
尼崎市公営企業管理者　あて

応　募　者
所　在　地

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人名及び代表者名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

自動販売機設置事業者公募見積合わせ実施要領の各条項を承知の上、見積りします。

見積合わせ番号（必ず記載してください）　R8 －

価　格　　円

件　名
自動販売機設置事業者の公募見積合わせ

（注）１　価格は使用料等の年額（税込）を記載すること。
２　金額はアラビア数字１、２、３・・とし、数字の頭に￥マークを入れること。
３　応募者の印鑑は、応募申込時に提出いただいた印鑑証明書の印影と同一の印鑑を使用すること。
４　物件ごとに指定の封筒に入れ、提出すること。
５　見積合わせ番号 R8-7、R8-8、R8-9 については、別紙見積金額内訳表を同封すること。

見積金額内訳表

見積合わせ番号8-7

設置施設名	設置場所	内訳金額
尼崎市農業公園	管理棟北側	
尼崎市農業公園	管理棟南側	

応募者法人名

見積金額内訳表

見積合わせ番号8-8

設置施設名	設置場所	内訳金額
尼崎市営若草住宅	N棟1階、中央EV前スペース	
尼崎市営若草住宅	S棟1階、EV前の休憩所近くのスペース	

応募者法人名

見積金額内訳表

見積合わせ番号8-9

設置施設名	設置場所	内訳金額
中消防署三和分署	事務所西側	
東消防署	事務室西側1階	
西消防署	東出入口北側	
西消防署武庫分署	車庫西側	
大庄出張所	車庫北側	
北部防災センター	北部防災センター内2階　食堂出入口	
北部防災センター	北部防災センター内1階　展示スペース東側	
北消防署園田分署	庁舎南西側	
北消防署塚口出張所	塚口出張所内1階食堂出入口	

応募者法人名

※押印は、不要です。

市税納付状況確認同意書（法人用）

令和　　年　　月　　日

尼崎市長　あて

応募者		
本社	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	電話番号	
受任者 （受任者を置かない場合は記入不要）	支店・営業所名	
	受任者職氏名	
	所在地	
	電話番号	

自動販売機設置事業者公募見積合わせの応募申込みに当たり、尼崎市税の納付状況を尼崎市長が調査することについて、同意します。

自動販売機設置事業者公募見積合わせ

質　疑　書

令和　年　　月　　日

応募者	所在地	
	法人名	
連絡先等	所属部署	担当者名
	電話番号	FAX 番号
	電子メールアドレス	

質疑内容

※　質疑書の提出は、令和 8 年 10 月 16 日（金）までに公有財産課へ持参、郵送又は電子メール（ama-kanzai@city.amagasaki.hyogo.jp）のいずれかによるものとします。質疑内容及び回答については個人情報箇所を削除して適宜、市のホームページで公開します。

受付番号

令和　　年　　月　　日

見積合わせ立会申込書

尼崎市長　あて
尼崎市教育委員会教育長　あて
尼崎市公営企業管理者　あて

清涼飲料水等自動販売機設置事業者の選定に係る見積合わせについて、次のとおり立会いを申し込みます。

（〒　　－　　）
申込者　所在地

法人名

代表者氏名

（押印不要）

（担当責任者）
所属部署名
職・氏名
電話
Ｅメール

・立会者

職　名	氏　名

※1 事業者１人のみとする。
※応募申込みとあわせて提出すること。なお、それ以後の立会申込みは受け付けない。

災害時における自動販売機内の商品の提供協力に関する協定書（案）

尼崎市（以下「甲」という。）及び○○○○株式会社（以下「乙」という。）は、乙が○○内に設置する災害対応型自動販売機内の商品（飲料等）の提供協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、乙が、災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）内の商品（飲料等）を甲に無償で提供協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 自動販売機設置施設において、風水害、地震等大規模災害が発生又は発生する恐れがある場合で、甲が、当該施設の利用者、職員又は避難者に対し、飲料等の無償提供が必要と判断したときは、甲は、乙に自動販売機内に現有する商品（飲料等）の無償提供を要請し、乙は当該要請に基づき、甲に当該商品を無償提供するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、前条に規定する要請を行う場合は、救援飲料提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等で口頭により要請することができるものとし、その場合は、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（無償提供の方法）

第4条 甲は、乙が甲に貸与する次に定める自動販売機の鍵を用いて、当該自動販売機の商品強制排出機能を作動させることにより、自動販売機内の現有する商品の無償提供を受けるものとする。

⑴ 鍵№.：○

⑵ 貸出し鍵本数：○本

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

以 上

令和 年 月 日

（甲） 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 松本 眞

（乙） ○○市○○○○

○○○○株式会社

代表取締役○○○○

様式1（第3条関係）

救援飲料提供要請書

令和　　年　　月　　日

○○○○株式会社
代表取締役　○○○○　様

尼崎市長　　松本　　眞
（公印省略）

災害時における自動販売機内の商品の提供協力に関する協定書第2条の規定により、次のとおり要請します。

自動販売機設置施設	
要請する理由	
電話要請日時	
電話要請者（尼崎市） 所属・氏名	
応答者（　　） 所属・氏名	
その他	

自動販売機設置事業者公募

見　積　書　封　入　用　封　筒

見積合わせ番号：　　番

事　業　者　名　：

尼　崎　市　役　所